いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をつくるためにあなたのご意見をお寄せください。

~横浜市いじめ防止基本方針 改定素案に関する市民意見募集~

横浜市では、昨年3月に公表したいじめ重大事態の調査・検証結果を踏まえ、未然防止から 要調査の段階までの14の再発防止策を策定し、取組を進めています。SNSの普及等により、 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめ事案も複雑化・多様化していることを踏ま え、再発防止の取組の中で今後とも大切にしていきたいポイントをまとめて、市民の皆さまと 共有できるよう、いじめ防止対策の基本を定める'横浜市いじめ防止基本方針'に反映します。

> "いじめの防止の輪"をともにつなげ、広げていけるよう、 皆さまのご意見をお待ちしております。

Oいじめとは…

法は、同じ学校等に在籍する児童生徒からの心理的・物理的に影響を与える行為のうち、 対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と定義しています。

この定義は、対象となった児童生徒の立場でいじめを判断するもので、いじめを意図していないものや、偶発的なものであったとしても、「いじめ」として対応を行うことが法律上、求められています。

意見募集期間

令和7年2月25日(火)から令和7年3月24日(月)まで

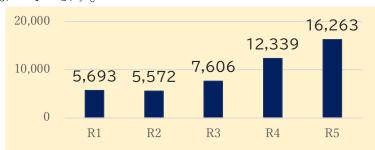
1 いじめ防止の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な 成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は心身に重大な危険を生じさせる おそれがあり、決して許される行為ではありません。

また、こども基本法、こども大綱、横浜市こども・子育て基本条例等を踏まえ、子どもに とっての最善の利益が考慮され、全ての子どもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に 発揮できる環境を整えられるよう、社会全体でいじめ防止に取り組む必要があります。

2 現状と課題

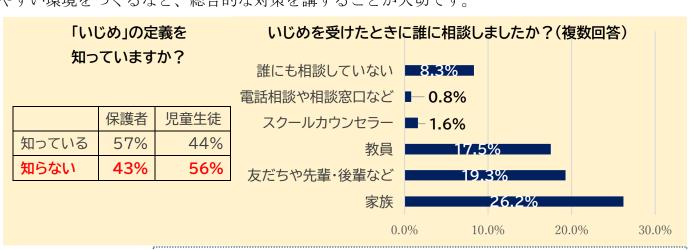
いじめの認知件数は全国的にも増加傾向にあり、令和5年度の市立学校における認知件数は、合計16,263件になっています。



令和 5 年度『神奈川県児童・生徒の 問題行動・不登校等調査』より (横浜市立学校 全 505 校合計)

また、冷やかし・からかい、パソコン・携帯電話等でのひぼう・中傷などの気づきにくいいじめも多く、SNS上のやり取りなどを含めた多様ないじめを迅速に察知し、対応することが難しくなっています。

いじめを防止するためには、いじめの問題を社会全体で考え、いじめの起きにくい風土づくり に努めるとともに、いじめがあった場合に早期に察知できるよう、子どもの立場に立って相談し やすい環境をつくるなど、総合的な対策を講ずることが大切です。



児童生徒・保護者アンケート(令和6年12月)より(回答数 児童生徒 4,858人 保護者 25,005人)

Oいじめ防止市民フォーラム(子どもの健全育成に関わる関係機関が協働開催) 令和6年12月に、「いじめをしない自分でいるために」をテーマにいじめ防止 市民フォーラムが行われました。参加した生徒の「いじめをしないためには、他人に関わらないようにするのがよいのでは」との意見に対し、「関わらないようにしても、冷たくしたと思われたら、それもいじめ」との意見や、「話して分かることもあるし、やはり関わるべきだと思う」との意見が他の生徒から出されるなど、子どもたちの視点でいじめ問題を捉えた意見交換がなされました。



3 いじめ防止のためのポイントと方針の主な内容

ポイント1 子どもの視点に立った対策を進めるため、子どもの意見の反映や意思の尊重

いじめ防止について子どもの意見を聞き、反映に努めることや、いじめ事案の対応について、子どもの意思を尊重することなどを方針の随所に明記し、子ども視点の対策を一層進めます。

ポイント2 いじめの未然防止や対処に向けた保護者や市民等の役割を具体化

SNSを通じたいじめの広がりやその対応の難しさを踏まえ家庭内でSNSの使い方について 教えるなど、保護者の役割を具体的に記載します。また、子どもに関わる活動を行う市民等の役 割として、発生したいじめに関し、当事者として問題に向き合い、対応することを明記します。

ポイント3 子どもの心の変化等を捉え、早期発見につなげる取組を強化

子どもの心の変化等を捉えていじめの早期発見につなげられるよう、1人1台端末を活用した 心の健康観察をはじめとするデジタル技術を活用した取組やSC (スクールカウンセラー)等の 専門職の活用の取組の強化について、盛り込みます。

ポイント4 いじめ重大事態調査の速やかな実施とそのための仕組みを構築

いじめ対応等の専門部署を新たに立ち上げ、一元化した情報をもとに、専門家を交えて迅速に重大事態※を判断。いじめを受けた児童生徒に寄り添った調査の実施と仕組みを盛り込みます。

ポイント5 区役所・児童相談所等の関係機関との連携の推進

子どもが抱える困難や課題は様々な要因が重なり合うことを前提に、区役所、児童相談所等 と連携して、多面的な視点から支援を実施すること等を記載します。

※ 'いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態'、'いじめにより児童等 が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態' (いじめ防止対策推進法第28条)。

4 いじめ防止のための具体的な取組

いじめ防止のためのポイントを踏まえ、4つの段階に応じ、具体的な事業・取組を行います。

| いしめ防止のためのホイントを踏まえ、4つの段階に応し、具体的な事業・取組を付います。 | | |
|--|---|--|
| 未然防止 | ・横浜子ども会議等を通じて、児童生徒がいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」 | |
| | ことを自ら考え、行動することができるよう支援 | |
| | ・いじめ防止啓発動画(いじめをしない自分でいるために〜横浜の子どもたちの声〜)配信 | |
| | ・いじめ防止市民フォーラム等を通じて関係機関と協働して、社会総がかりでいじめの未然 | |
| | 防止に取り組むとともに、学校・家庭間の連絡システム'すぐーる'や、地域住民等が参 | |
| | 画する学校運営協議会を活用し、いじめを自分事としてとらえるための取組を推進 | |
| 早期発見 | ・SC、SSW(スクールソーシャルワーカー)等の専門職の活用や、複数の教職員で関わ | |
| | り児童生徒を育む環境づくり、校内ハートフル等の安心できる居場所づくりを推進 | |
| | ・児童生徒の1人1台端末などを活用した心の変化を察知する取組や、企業や大学等との連 | |
| | 携による教育ビッグデータを活用した取組を推進 | |
| | ・「学校生活あんしんダイヤル」のほか、区役所「こども家庭相談」や「よこはま子ども・若 | |
| | 者相談室」(LINE 相談)等の活用など、関係機関が連携して対応 | |
| 早期対応 | ・学校は、児童生徒が発したSOSや保護者からの相談を担任等が抱え込まず、SC、SS | |
| | W等の専門職と連携しながら、対応することを徹底 | |
| | ・いじめ対応情報管理システムの運用により、いじめ事案の情報を学校・教育委員会事務局 | |
| | が速やかに共有し、それぞれの児童生徒の意思を尊重しながら連携した支援を実践 | |
| 重大事態 | ・重大事態の申立てがあった場合などには、第三者の視点を交えて、速やかに重大事態調査 | |
| への対処 | を実施するとともに、調査の終了を待たずに、いじめを受けた対象児童生徒の心のケアと | |
| | 学びの継続に向けた支援や、同様の事態の再発防止等を主体的に実施することを徹底 | |

5 市民意見募集

横浜市いじめ防止基本方針改定素案へのご意見をお待ちしております。

(1) 受付期間:

令和7年2月25日(火)から令和7年3月24日(月)まで

(2) ご意見の提出方法

次のいずれかでお出しください。

| 【推奨】 | 横浜市電子申請・届出システムのオンライン入力 |
|----------|---|
| 横浜市電子申請・ | フォームへアクセスし、 ご入力ください。 |
| 届出システム | 右の二次元コードからアクセスできます |
| | https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a33003f5- |
| | <u>e9b3-4778-a471-094c5c566934/start</u> |
| 電子メール | 書式は問いませんが、素案のどの部分に関連する意見か分かるよう、 |
| FAX | 具体的なページや項目名などをご記入ください。 |
| 郵送 | また、電子メール・FAX でお送りいただく場合は、 <u>件名を「市民意</u> |
| | 見募集」としてください。 |
| | 電子メール:ky-jinkenjidoseito@city.yokohama.lg.jp |
| | F A X: 045-671-1215 |
| | 郵 送:〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 |
| | 横浜市教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課宛て |
| | ※令和7年3月 24 日(月)消印有効とさせていただきます。 |
| | ※送料は、ご負担ください。 |

(3) 注意事項

- ・ご意見の概要は、横浜市の考え方と併せて、個人情報を除き、後日、市のホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。 なお、個人の特定につながるものや第三者の利益を害するおそれのあるものなどは、公表しない場合があります。
- ・ご意見を正確に把握するため、お電話または口頭でのご意見は受け付けておりませんので、 ご了承ください。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って 適正に管理し、この意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) 横浜市いじめ防止基本方針改定素案(全文)などの関係資料の閲覧・入手方法
 - ・横浜市いじめ防止基本方針改定素案の全文は、本市のホームページから ご覧いただけます。

検索 横浜市 いじめ防止基本方針

URL:

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20170608131757.html

- ・子ども向けの意見募集も同時に行っています。
- ・市民情報センター、各区役所広報相談係で、本資料を配布しています。(素案の全文は閲覧のみ)

| 発行 | 令和7年2月 |
|----|-----------------------------------|
| | 横浜市教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課 |
| | TEL:045-671-3296 FAX:045-671-1215 |